

札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案

令和元年（2019年）9月17日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和58年条例第1号）の一部を次のように改正する。

- (1) 別表1元町地区再開発地区整備計画区域の項中「元町地区再開発地区整備計画区域」を「元町地区地区整備計画区域」に、「札幌圏都市計画元町地区再開発地区計画」を「札幌圏都市計画元町地区地区計画」に、「再開発地区整備計画」を「地区整備計画」に改める。
- (2) 別表2星置駅北地区地区整備計画区域の項集合住宅地区の目ア欄を次のように改める。

次の各号に掲げる建築物以外のもの

- (1) 共同住宅、寄宿舍又は下宿（これらの一部を事務所等の用途に供するもので、当該事務所等の用途に供する部分の床面積の合計が当該建築物の延べ面積の2分の1未満のものを含む。）
- (2) 学校、図書館、集会所その他これらに類するもの
- (3) 病院又は診療所
- (4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- (5) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- (6) 第2号から前号までに掲げるものの用途と居住の用を兼ねるもの
- (7) 前各号の建築物に附属するもの

- (3) 別表2星置駅北地区地区整備計画区域の項業務地区の目ア欄第3号中「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に改め、同表北海道教育大学跡地地

区地区整備計画区域の項集合住宅地区の目ア欄及び中の沢地区地区整備計画区域の項集合住宅地区の目ア欄を次のように改める。

次の各号に掲げる建築物以外のもの

- (1) 共同住宅、寄宿舎又は下宿（これらの一部を事務所等の用途に供するものを含む。）
- (2) 学校、図書館、集会所その他これらに類するもの
- (3) 病院又は診療所
- (4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- (5) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- (6) 第2号から前号までに掲げるものの用途と居住の用を兼ねるもの
- (7) 前各号の建築物に附属するもの

- (4) 別表2ほしみ駅北口地区地区整備計画区域の項商業業務地区の目ア欄第4号中「身体障害者福祉ホーム、精神障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に改め、同表東月寒向ヶ丘地区地区整備計画区域の項に次のように加える。

<p>文教・機能複合地区</p>	<p>次の各号に掲げる建築物以外のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの (2) 畜舎 (3) 病院又は診療所 (4) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (5) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (6) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第12項に規定する薬局 (7) 前各号の建築物に附属するもの 		1,000	<p>外壁等(高さ10メートル以下の建築物における外壁等に限る。)の面から都市計画道路白石・藻岩通の道路境界線までの距離</p> <p>6</p> <p>外壁等(高さ10メートルを超える建築物における外壁等に限る。)の面から都市計画道路白石・藻岩通の道路境界線までの距離</p> <p>30</p> <p>外壁等の面から隣地境界線(地区計画区域の境界線及び文教A地区との境界線に限る。)までの距離</p> <p>6</p>	
------------------	--	--	-------	---	--

- (5) 別表 2 ビール工場跡地地区地区整備計画区域の項中「、ナイトクラブ、ダンスホール」を削り、同表元町地区再開発地区整備計画区域の項中「元町地区再開発地区整備計画区域」を「元町地区地区整備計画区域」に改める。
- (6) 別表 3 47の項中「元町地区再開発地区整備計画区域」を「元町地区地区整備計画区域」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、東月寒向ヶ丘地区の地区整備計画の区域内に新設する文教・機能複合地区における建築物の用途等に関する制限を定める等のため、本案を提出する。